

## 玉名市アーティストバンク実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、音楽家、作家、画家等の芸術活動を行う人材（以下「アーティスト」という。）の情報を集積し、玉名市アーティストバンク（以下「バンク」という。）として登録することにより、アーティストの発表の場を拡充するとともに、市民に芸術鑑賞及びワークショップ等の芸術体験の機会を提供し、もって本市の芸術活動及び文化活動の振興に資することを目的とする。

### (登録の申請等)

第2条 バンクに登録することができるものは、次の各号のいずれにも該当するアーティストとする。

- (1) 芸術表現活動を行うもの
- (2) 市民の依頼に応じて公演及びワークショップの活動の実施が可能であるもの
- (3) 市民に芸術体験の場を積極的に提供することが可能であるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、バンクに登録することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利活動を主な目的とするもの
- (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がバンクに登録することが不相当と認めるもの

3 バンクに登録しようとするアーティスト（以下「申請者」という。）は、アーティストバンク登録（変更）申請書（様式第1号）に記入の上、教育委員会に提出しなければならない。

4 バンクへの登録は、随時受け付けるものとする。

5 バンクへの登録に係る手数料は、無料とする。

### (登録及び通知)

第3条 教育委員会は、前条第3項の規定による申請があったときは、審査の上、登録の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、申請者をバンクに登録したときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者の同意を得ている情報について、公開するものとする。

3 教育委員会は、申請者をバンクに登録しなかったときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

### (登録内容の変更)

第4条 バンクに登録されたもの（以下「登録者」という。）は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに登録（変更）申請書により変更の申請を行わなければ

ばならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る内容を変更するものとする。

(登録の取消し)

第5条 教育委員会は、登録者からアーティストバンク登録取消し届書(様式第2号)による登録の取消しの届出があったときは、当該登録を取り消すものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段によって登録を行ったとき。
- (2) 第2条第1項に規定するものに該当しなくなったとき。
- (3) 第2条第2項に規定するものに該当することとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がバンクの登録に不相当と認めるとき。

- 3 教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、その旨を当該取消しをした登録者に通知するものとする。

(登録者の招へい)

第6条 登録者を公演、ワークショップの活動等(以下「公演等」という。)に招へいしようとする者(以下「利用者」という。)は、登録者に直接申請するものとする。ただし、登録者の連絡先がバンクに登録されていないときは、教育委員会に申請するものとする。

- 2 利用者は、公演等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者を招へいすることができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (2) 中傷又は第三者に損害若しくは不利益を与えることを目的とするとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (4) 犯罪行為を誘発することを目的とするとき。

(費用負担)

第7条 利用者が登録者を招へいしたことにより要する費用は、利用者が負担するものとする。

- 2 市は、利用者が登録者を招へいしたことにより起因して利用者又は第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わない。

(個人情報の保護)

第8条 バンクに登録された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。

(庶務)

第9条 バンクの庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

玉名市教育委員会 様

申請者

住所

---

登録名

---

代表者氏名

---

印

アーティストバンク登録取消し届書

アーティストバンクの登録を取り消したいので、玉名市アーティストバンク実施要綱第5条の規定により届け出ます。